

開浄水場休止差止訴訟



# 「控訴理由書(案)」説明住民集会

大阪高裁へ理由書提出 2月1日(予定)

みなさんお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

**1月29日(金)夜7時**

○場所 開福祉センター

○湯川・山口弁護士から説明

○皆さんからのご意見集約

主催：開地区自治連合会・開ヶ丘自治会・

一里丘自治会・第二次水道問題対策委員会

このたび「控訴理由書案」がまとまりましたので、湯川・山口弁護士から説明いただき、みなさん方からご意見をお聞きする住民集会を開催いたします。

大変急な日程ですが、不当な一審判決を逆転・勝訴へ向けた第一歩。みなさん方のご参加をお願い致します。

＜歴史的事実を認めない不当判決 内容の一例＞

「宇治市長の発言は、確約する意図まで認められない」  
「半永久的に使うということをしていくとの発言もしているが、具体的に何年間の保障をするか検討しているものではなく、・・・」「覚書の内容として、供給する水や施設を特定する文言が盛り込まれず・・・」